

令和2年度田川広域水道企業団水道事業  
決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、令和2年度田川広域水道企業団水道事業の決算について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和2年度田川広域水道企業団水道事業

2 審査の方法

審査に付された決算書及び関係帳簿、伝票並びに証書類等の照合、点検を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、審査を行った。

3 審査の要領と着眼点

地方公営企業法に基づく各種書類が適正に作成されているかを把握するとともに、経費の効果的運用が図られているか、また、事務処理的な問題として、①支出科目の誤り、②添付書類の整備、③支出の使途が明瞭に記載されているか、④日付等の漏れと正確性、⑤金額の計数に過誤がないかについて審査を行った。

4 審査の結果及び意見

決算書及び附属書類は、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と照合した結果正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

経営状況については、用水供給事業と各水道事業の収支を合算した結果、収益において給水人口は減少傾向にあるが、年間配水量及び年間有収水量の増加に伴い給水収益が増となり、費用において前年度より行っている広域化事業に伴い、取得した資産の減価償却費が増しているものの、純利益を計上することとなった。

業務面では、本年度も大きな事故、災害の発生もなく、伊良原ダムの貯水効果もあり、安定した供給が行われた。

また、水道事業の広域化に向けた取組として、国の補助制度を活用し、新浄水場

の造成工事をはじめ送水管の布設工事、新調整池の測量業務委託等が行われた。また、本年度より、同交付金を活用した老朽化施設等の更新が始まった。

今後、令和5年度の事業統合に向け、水道事業の広域化の効果が最大限発揮され、老朽施設の改築更新などの諸事業を適切に実施するとともに、住民負担である水道料金の抑制を実現するため、将来にわたる水道事業の経営の効率化と運営基盤強化への積極的な取り組みを望むものである。

5 資金不足比率の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされている。また、資金不足比率が20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。

当企業団水道事業会計では、令和2年度決算における資金不足比率の審査を行った結果、資金不足は発生していないことを確認した。

令和3年9月28日

田川広域水道企業団

企業長 二 場 公 人 殿

監査委員 田 丸 孝 司



監査委員 見 月 康

